

決裁年月日	8.8.17	決裁区分	市長・副市長・部長・次長・課長		
		保存区分	永 10 5 3 1		
		フォルダー名	たつのこまち龍ヶ崎モール		
情報公開	公開・非公開の区分	公開			
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当）			
	公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日			
文書発送	方法	郵便 使 送 持 参			
	表示	普通書 留 速 達 親 展			
	発送先	茨城県知事 大井川 和彦			
起案年月日		課 名 等		起案者職氏名	
令和8・8・14		商工観光課 企業支援グループ		係長 福山 貴之（内線402）	
市長 —— 副市長 —— 部長 次長 課長 課長補佐 主査・係長 グループ員 （合議）企画課長 防災安全課長 生活環境課長 廃棄物対策課長 都市計画課長 道路公園課長 下水道課長 文書取扱主任 同					
大規模小売店舗に関する意見書について					
大規模小売店舗立地法第6条第1項及び第2項の規定に基づく下記の変更届出について、同条第3項の規定に基づき令和8年7月22日付けで公告されたことから、同法第8条第1項の規定により、別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。 なお、本件の変更届出について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議（以下「調整会議」）を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところだが、今回の事案については、軽易な案件であるため調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第4条第4項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代えることとした。					
大規模小売店舗 たつのこまち龍ヶ崎モール					

(別紙)

龍 商 第 1 0 5 号
令和 8 年 8 月 1 7 日

茨城県知事 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 6 条第 3 項の規定に基づき令和 8 年 7 月 2 2 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 たつのこまち龍ヶ崎モール
所在地 龍ヶ崎市中里二丁目 1 番 2

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 米山 学朋
住所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

(別添様式)

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 7 日

茨城県産業戦略部中小企業課長 殿

龍ヶ崎市商工観光課長

大規模小売店舗立地法の届出に関する留意事項等について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 3 項の規定に基づき令和 8 年 7 月 2 2 日付け公告のあった大規模小売店舗について、下記のとおり留意事項等を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 たつのこまち龍ヶ崎モール

所在地 龍ヶ崎市中里二丁目 1 番 2

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 米山 学朋

住所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

3 留意事項等の内容

茨城県屋外物広告条例に基づく屋外広告物の設置者変更届の提出が必要となります。

(別紙)

龍 商 第 1 0 4 号
令和 8 年 8 月 1 7 日

茨城県知事 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 6 条第 3 項の規定に基づき令和 8 年 7 月 2 2 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 たつのこまち龍ヶ崎モール
所在地 龍ヶ崎市中里二丁目 1 番 2

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 米山 学朋
住所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

(別添様式)

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 7 日

茨城県産業戦略部中小企業課長 殿

龍ヶ崎市商工観光課長

大規模小売店舗立地法の届出に関する留意事項等について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 3 項の規定に基づき令和 8 年 7 月 2 2 日付け公告のあった大規模小売店舗について、下記のとおり留意事項等を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 たつのこまち龍ヶ崎モール
所在地 龍ヶ崎市中里二丁目 1 番 2

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 米山 学朋
住所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

3 留意事項等の内容

茨城県屋外物広告条例に基づく屋外広告物の掲出許可を取得していない広告物については掲出の許可が必要となります。